

八千代市卓球連盟登録規程

第1条 【目的】

本規程は「八千代市卓球連盟規約」第4条の規定に基づき、会員登録に関する基準を定めることにより、本連盟が行う事業を円滑に運営することを目的とする。なお、本連盟が会員登録によって取得した会員の個人情報を本目的以外に利用することはない。

第2条 【大会出場条件】

- (1) 本連盟が主催または主管する卓球大会（オープン大会は除く）に出場する者は、本規程の定めに従って本連盟に事前に会員登録を行っていないなければならない。
- (2) 八千代市内の在住者、在勤者、在学者の場合は、事前に会員登録を行ってなくても大会出場時に登録申請と申込みを行えば出場を容認する。
- (3) 在学者の対象は原則として中学生以上とするが、在学者は会員登録の対象外とする。

第3条 【登録料】

会員の登録料は無料とする。

第4条 【団体登録】

- (1) 構成員が5名以上の団体に所属する者は団体登録を行うこととする。
- (2) 団体の代表責任者は八千代市内の在住者、在勤者、在学者とし、他の団体の代表責任者を兼務することはできない。
- (3) 構成員に八千代市外の在住者を含めてよいが、構成員の比率については、原則として5割以上が八千代市内の在住者、在勤者、在学者で占められていることとする。
- (4) 登録団体の活動拠点は八千代市内に置かなければならない。
- (5) 登録の条件などで違反が明らかになった場合は、代表責任者への事情調査結果に基づき本連盟で協議の上、該当者や該当団体の登録抹消、該当チームの大会出場停止などの処分を科することがある。

第5条 【個人登録】

- (1) 構成員が4名以下で団体登録を行えない者または団体登録をあえて行わない者で八千代市内の在住者、在勤者、在学者は個人登録を行うこととする。
- (2) 登録の条件などで違反が明らかになった場合は、本人への事情調査結果に基づき本連盟で協議の上、該当者の登録抹消、大会出場停止などの処分を科することがある。

第6条 【登録申込み方法】

- (1) 新規登録申込みの場合（新規登録団体・個人）
 - ①登録を希望する団体および個人は、随時、以下の様式を連盟ホームページからダウンロードして必要項目を記載し、原則としてメールにより申込みを行う。
郵送の場合は、本連盟に事前に問い合わせの上、所定の宛先に郵送する。

<様式>

1	八千代市卓球連盟会員登録様式（団体）.pdf	pdf ファイル
2	八千代市卓球連盟会員登録様式（個人）.pdf	pdf ファイル
3	八千代市卓球連盟会員登録様式（団体）.xlsx	エクセルファイル
4	八千代市卓球連盟会員登録様式（個人）.xlsx	エクセルファイル

②団体登録の場合は、受付登録完了後に登録名簿を本連盟の申込み先に送付する。

(2) 変更登録申込みの場合（既登録済団体・個人）

登録内容の変更を希望する団体および個人は、本連盟が原則として毎年1回（2月）、各団体の代表責任者に送付した既登録名簿を確認して変更内容を記載し、原則としてメールにより申込みを行う。

郵送の場合は、本連盟に事前に問い合わせの上、所定の宛先に郵送する。

第7条 【登録名簿】

- (1) 団体登録の場合は、登録申込み受付後、変更登録があった該当団体に最新の登録名簿を原則としてメールにより送付する。
- (2) 個人登録の場合は、登録申込み受付後、変更登録があった該当者に変更内容を原則としてメールにより連絡する。

第8条 【登録抹消】

- (1) 団体登録の抹消依頼があった場合、その団体と登録メンバー全てを抹消する。
- (2) 個人登録の抹消依頼があった場合、その個人を抹消する。
- (3) 原則として2年以上の期間、八千代市内で活動実績がない団体については、代表責任者への事情調査結果に基づき本連盟で協議の上、登録を抹消することがある。
- (4) 登録の条件などで違反が明らかになった場合は、該当団体および該当者の登録を抹消することがある。

第9条 【問合せ先】

団体および個人からの登録に関する問い合わせは、原則として連盟ホームページの「お問合せ」ページからのみとする。

第10条 【付則】

- (1) 本規程は、本連盟の理事会の議決をもって改定することができる。
- (2) 本規程は、令和5年1月25日に制定され、同日から施行する。
- (3) 本規程は、令和6年2月9日に改定され、同日から施行する。

以上